

令和8年7月13日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三 重 労 働 局 長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第112号。以下「改正省令」という。）【別添】が令和8年6月30日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところですが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても、周知等につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の要点

1 概要

労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号）第52条の14第1項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

2 施行期日

改正省令は、令和9年4月1日から施行すること。

第2 改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 27 年 4 月 15 日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号）11 の（4）ア等において示しているものを想定しており、従来運用に変更を加えるものではないこと。

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。

別添

○厚生労働省令第百十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(検査結果の集団ごとの分析等) 第五十二条の十四 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに、特定の個人を識別することができない方法で、集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。 2 (略)	(検査結果の集団ごとの分析等) 第五十二条の十四 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。 2 (略)

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

